

# 定火消役旗本家の天保一五年歳出予算史料について

——津田秀夫文庫古文書より——

中田佳子

はじめに

関西大学博物館古文書室所蔵の津田秀夫文庫古文書は、その大半が農村や在郷町で江戸時代中期から明治にかけて作成された<sup>しかた</sup>地方文書である。摂河泉を中心に集められ、丹波・大和など近隣の国々に加えて、関東のものも含んでいる。地方文書以外では、松代藩真田家・旗本浅野隼人家がそれぞれ大坂に設けた御用場と、後者の若狭野陣屋に関する文書、輸入品取引や役人の動向などを示す長崎会所文書が、ある程度まとまる。いっぽう、純然たる武家文書は少数である。室町將軍家御教書をはじめ中世から近世初頭のものが数点含まれるが、これらは古文書学的な興味で収集されたと思われる。近世の武家文書が少ないのは、民衆に主眼を置いた社会経済史・教育史を主軸とした津田秀夫氏の学問的方向性によるものであろう。

本稿で取り上げる史料は、その近世武家文書の一つで、天保一五年（＝弘化元、一八四四）一月付、幕府の定火消役に就いていた一旗本家の歳出予算書である。<sup>①</sup>江戸屋敷で管理していた家政・財政の一端がわかるも

のとして、興味深い。冊子の表書は「定火消御役壱ヶ年御入用高・御暮方壱ヶ年御入用高・御貸附金壱ヶ年御上納高取調帳」で、縦二七・五センチ、横一九・七センチ、表紙と一八丁の本文よりなる。

本文書の出所や入経路はわからず、当主や作成者の名前も記されていない。だが、年号と役職が明らかたため、後述するように、旗本「仙石弥三郎氏祇」についての文書であることが判明した。

## 一 史料の翻刻

津田秀夫文庫中には、同氏がこの史料を一部解読した原稿用紙三枚が残されている。冒頭部分だけであるが、大名や幕臣が経済的に窮乏する天保期の史料として、関心を寄せていたことが窺われる。

史料は、「A」定火消役入用高、「B」暮し方入用高、「C」貸付金上納高の三部に分けて計上されている。それぞれ一つ書きで金高と使途を列挙しているので、史料の翻刻に当っては一つ書きの上に通し番号を付け、本稿中の説明と対応させた（番号は「」で示す）。

天保十五辰年 定火消御役壹ヶ年御入用高 御暮方壹ヶ年御入用高 御貸附金壹ヶ年御上納高	取調帳
正月	

[A]

当御役壹ヶ年御入用高凡取調

一、金百四拾九両

内訳

九拾六両

貳拾兩

三拾三兩

三月渡

九月渡

十二月渡

御役場中間七拾貳人給金、壹ヶ年壹人ニ付貳兩ト四匁分六厘六毛ツ、越前屋勘兵衛渡し

二、金三拾八両  
銀七匁分

訳

壹兩

拾七匁七分八厘

右御役場中間月渡物、同人渡し、壹ヶ月三兩貳朱ト三匁分

纏持月並

三部屋油代、注進番共

貳匁六分六厘

三、金三兩壹分  
錢六百七拾四文

訳

四百文

三百文

四百文

四百文

貳百文

貳百文

六百文

貳百文

貳百文

四、金三兩

五、一、金六兩貳分

訳

壹分

三分

壹分

三分

壹分

注進番らうそく代

御門番貳人、注進番、御茶・弁当持、御用箱持、月並皆勤、塩増代共、壹ヶ月貳貫九百文

御門番貳人塩増代

右同人皆勤代

同所水油代

同所たとん代

御槽掃除代、注進番被下

御茶・弁当持江被下

いなり社神酒代

注進番筆墨代

御用箱持江被下

御役中間扶持米御藏前江引料被下、越前屋勘兵衛渡し  
請負人・部屋頭、其外共、被下御褒美金二季之分

請負人江被下

部屋頭三人江被下

役割四人江被下

纏持五人江被下

鍵持十人江被下

式分

壹分

× 壹季分

六 一、金拾三兩

訊

五兩

八兩

×

七 一、金貳分

八 一、金貳兩  
銀七匁

九 一、銀百四拾四匁

一〇 一、金六兩

訊

三兩貳分

壹兩壹分

× 壹兩壹分

一一 一、金七拾貳兩

但、壹ヶ月六兩宛渡、一式

一二 一、金拾六兩

階子持江被下

注進番江被下

御役中間服葉代、二季二被下、  
越前や勘兵衛渡シ

七月渡

十二月渡

正月御初出二付御祝儀、越前  
や勘兵衛江被下

暮餅米代、春賃共、同人渡

膳椀・敷物料、右同人渡

御門番足輕貳人給金壹ヶ月分、  
右同人渡シ

三月渡

九月渡

十二月渡

御馬三疋飼料

御厩中間五人壹ヶ月給金、御口  
之もの三兩貳分宛、外三兩とも、  
橋本や伊右衛門渡シ

訊

八兩

四兩

× 四兩

一三 一、金三兩

一四 一、金八兩三分  
銀三匁

一五 一、金貳兩壹分貳朱  
錢六百六拾文

一六 一、金三拾兩

一七 一、金拾九兩貳分

一八 一、金拾九兩

一九 一、金三兩三分貳朱

二月取替渡

九月渡

十二月渡

右中間五人、月並塩贈壹ヶ月拾五匁、壹人二付三匁宛

御役場江罷出候者廿貳人分足袋代、壹人二付壹ヶ月式匁宛、壹ヶ月四拾四匁宛、壹ヶ月年分メ高、但、是迄者三百文宛

御役場江罷出候押壹人、御口之もの貳人、頭中口取貳人、御道具持壹人、御艸り取壹人、御鍵持壹人メ九人分足袋代、壹人二付百四拾八文ツ、壹ヶ月メ高、壹ヶ月壹貫三百四拾八文

御役場中間木綿法皮、其外股引、每暮壹度ツ、新キ出来、越後や仁兵衛弘之分

内騎馬、御役場目付・御馬廻・御徒士踏込、其外木綿法皮、新規同断、積御切メ中勘弁見計、洗張御入用相減候事

右同断、革類修復料、每暮壹度ツ、積是又同断、可成丈御入用相減し候事

御役頼、御右筆様・御勘定様并御坊主・御納戸同心・御女閨番・御金同心・御中之口番、其外共、盆暮二御仕向、御目錄一式

二〇 一、金貳拾壹兩三分  
銀拾三匁

御預り御組江中元二付、被下御  
目六之分、左之通

破損掛与力壹人江  
同断同心式人江  
取締与力壹人江  
同断同心式人江  
同心組頭式人江  
同組頭式人役金  
同小屋頭四人役金  
同小屋頭四人江被下  
惣同心炭料  
同書役式人江  
与力六人挑灯并附出しら  
うそく之代  
同断六人弁当料  
同六人馬飼葉料  
惣同心三拾人弁当料  
御組門番人給金  
同所量代・水油代  
同人法皮・股引料  
与力鷹口料  
惣同心鷹口料  
見習同心壹人手当  
右同人弁当料  
炭料  
出馬之節、早驅之者五人  
まで

貳分

三分

三分

壹兩

壹兩

六兩貳分

壹兩貳分

壹兩壹分

貳分

貳兩壹分貳朱

貳兩貳分

壹兩三分貳朱

貳分

拾三匁

三分

三分

三分

三分

三分

貳兩貳分

貳兩貳分

貳分

二一 一、金三拾兩壹分三朱  
銀百八匁六分

御預り御組江歲暮被下

破損掛与力壹人江  
同断同心式人江  
取締与力壹人江  
同断同心式人江  
同心組頭式人江  
同組頭式人役金  
同小屋頭四人役金  
同小屋頭四人江被下  
惣同心炭料  
同書役式人江  
与力六人挑灯并附出しら  
うそく之代  
同断六人弁当料  
同六人馬飼葉料  
惣同心三拾人弁当料  
御組門番人給金  
同所量代・水油代  
同人法皮・股引料  
与力鷹口料  
惣同心鷹口料  
見習同心壹人手当  
右同人弁当料  
炭料  
出馬之節、早驅之者五人  
まで

破損掛与力壹人

同断懸り同心式人

取締与力壹人

同断同心式人

同心組頭式人

惣同心三拾人弁当料、半  
年分

同心小屋頭四人

御組屋敷門番人給金

右同所量代・水油代

与力六人挑灯并附出しら  
うそく之代

同六人弁当料、半年分

同六人同断馬飼料、半年  
分

同心見習壹人手当

同弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

二二 一、金三拾兩壹分三朱  
銀百八匁六分

御預り御組江歲暮被下

破損掛与力壹人江  
同断同心式人江  
取締与力壹人江  
同断同心式人江  
同心組頭式人江  
同組頭式人役金  
同小屋頭四人役金  
同小屋頭四人江被下  
惣同心炭料  
同書役式人江  
与力六人挑灯并附出しら  
うそく之代  
同断六人弁当料  
同六人馬飼葉料  
惣同心三拾人弁当料  
御組門番人給金  
同所量代・水油代  
同人法皮・股引料  
与力鷹口料  
惣同心鷹口料  
見習同心壹人手当  
右同人弁当料  
炭料  
出馬之節、早驅之者五人  
まで

破損掛与力壹人

同断懸り同心式人

取締与力壹人

同断同心式人

同心組頭式人

惣同心三拾人弁当料、半  
年分

同心小屋頭四人

御組屋敷門番人給金

右同所量代・水油代

与力六人挑灯并附出しら  
うそく之代

同六人弁当料、半年分

同六人同断馬飼料、半年  
分

同心見習壹人手当

同弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

組使同心弁当料、半年分

但、格別出精之者有之候得者、每暮御寄合之節相談之上、別段御褒美被下候事

三分

組使同心弁当料、半年分

三一、金貳分

御預り御武器類風入之節、組役之同心惣中江素麵料被下

三三、金壹兩壹分  
銀貳匁

毎年御櫓刻番御やくら着之定代

三四、金壹分

御組屋敷いなり社初午之節、御初穂料

三五、金壹兩三分  
錢六百廿四文

御組鉄炮稽古場、角場守給金壹ケ年分、壹ケ月壹貫文宛被下

三六、金四兩

毎年四月朔日夕七月晦日迄御組鉄炮稽古中、角場入用炭・茶、其外共見込

三七、金五兩

右同断鉄炮稽古始り候節、角場小屋取建入用、其外破損所取繕、并鉄炮相仕舞跡片付共、一式見込

三八、金五兩

御組与力・同心衆鉄炮稽古殿様御見分之節、被下御褒美、百日筒抱打共、同断

三九、金拾貳兩

御出馬之節らうそく代、壹ケ年見込、壹ケ月壹兩ツ、

三〇、金壹兩貳分貳朱  
銀三匁三分

御出馬壹ケ月七度、弁当入用、真木壹度二四把、合式拾八束、壹ケ年三百三十六束代

三一、金六兩三分  
錢五百廿四文

出火之節、壹ケ月七度、弁当・さゐ代、壹ケ年見込、壹度七百四十八文之積り

三一、金壹兩三分

御同役様方御落合、御寄合之節、炭代其外、壹ケ年見込三十五俵代、壹俵二付三匁宛之積り

三三、金壹兩三分貳朱  
錢八百八文

右同断之節、御入用御茶・香せん、御供方茶代共見込

貳

七拾七匁

三拾六匁

壹貫貳百文

三四、金拾兩

壹ケ年諸紙御入用見込、壹ケ月三分ツ、御月番者壹兩之積り

三五、金五拾兩

御役場御入用一式、御道具、挑灯張替、御馬具御修復、りんじ御手合之節、御褒美被下、其外稽古事等二而申立臨時もの一式、見込之積り

三六、金六兩

御役扶持差料、御藏宿坂倉屋次郎左衛門扨、但、壹ケ月金貳分ツ、

三七、金百五拾五兩  
銀三拾壹匁貳分

御役中間并御門番、部屋頭加持、注進番夜扶持、請負人扶持米共、壹ケ月七拾八人扶持、壹ケ年此石百五拾五石五斗貳升、但、兩二壹石直

△計

銀三百拾九匁三分

此金五兩壹分ト錢四百六拾五文

金七百拾兩貳分三朱

錢三貫貳百九拾四文  
此金貳分卜錢四拾六文

A 勘書  
合金七百拾六兩壹分三朱卜  
錢五百拾五文  
但、兩二銀六十匁  
錢六貫五百文

右者定御火消御役諸御入用、格外御省略御取締之上、壹ヶ年凡積を以荒増之御勘定、前書之通相違無之候

[B]  
当辰從正月來ル午ノ十二月迄三ヶ年之間、御切メ御年限中御暮方御入用高凡取調、左之通

三八	一、金三拾四兩	殿様御服料、月々三分ツ、上納、 殘金八兩卜銀貳拾匁ツ、三季上納	役割中間壹人 押壹人
三九	一、金八兩	若殿様同断、月々壹分ツ、上納、 殘金壹兩三分・拾匁、三季上納	中番壹人 同壹人
四〇	一、金拾三兩貳分	御前様同断、月々壹分貳朱宛上納、 残り九兩者三季二三兩ツ、上納	御手廻七人、貳兩三分ツ、 御中間拾八人、貳兩貳分ツ、
四一	一、金拾五兩	奥方様同断、月々貳分ツ、上納	
四二	一、金八兩	銓五郎様同断、月々壹分貳朱ツ、 上納、殘壹兩三分・拾匁ツ、三季上納	御手廻鉄五郎壹ヶ年給金、むさしや勘藏渡
四三	一、金拾五兩	清三郎様同断、月々三分宛上納、 残り貳兩ツ、三季二上納	御国人新造・藤助兩人壹ヶ年給金、貳兩三分ツ、
四四	一、金五兩壹分	於昌様同断、月々貳朱ツ、上納、 殘壹兩壹分ツ、三季上納	木挽町御屋敷御組合辻番所、番人給金御割合
四五	一、金貳兩		雄之助様同断、貳季二壹兩宛上納
四六	一、金六兩		於千賀様同断、月々壹分宛上納、 残り三季壹兩ツ、上納
四七	一、金五兩		於繁様同断、月々壹分宛上納、 残り貳兩貳分、二季二上納
四八	一、金貳拾七兩		御手元御入用一式、月々貳兩壹分ツ、上納
四九	一、金貳拾四兩		上々様方御朝夕御定飯料
五〇	一、金百五拾壹兩貳分		御家中惣御渡し方
五一	一、金七拾七兩壹分		御足輕押・御手廻・御中間、壹ヶ年抱御給金、越中や和助渡シ
五二	一、金七兩壹分	訊	
五三	一、金六兩壹分		
五四	一、金五兩貳分		
五五	一、金七兩貳分		
五六	一、金百三拾貳文		

五五 一、金壹両壹分三朱  
錢百八拾文

目白台御下屋敷、右同斷

六五 一、金六両壹分

壹ケ年御定用物見込

五六 一、金貳拾兩貳分

奥女中給金、おます分共

壹分

御雛御入用

五七 一、金三兩壹分貳朱

寺院御附届、御初穂料共、壹ケ年分

壹分

御幟御入用

貳兩

養源寺盆暮御供米料

貳分

盆中御入用

壹分

天現寺御初穂

壹分貳朱

御餅搗御入用

壹分

初午二付いなり社御初穂

貳分

もち搗ちんせん

壹分

日光山御初穂

貳分貳朱

正月御規式御入用、并市買ものとも

貳朱

いせ御初穂

貳兩

兩御屋敷松飾り一式御入用、当年御本屋敷ハ御門式ケ所斗、いなり社

壹分

山王同斷

壹兩貳分

江小松

× 壹分

五八 一、金拾五兩

諸向御頼之分、盆暮御附届

×

五九 一、金四兩壹分

年始・八朔御献上御馬代銀并目錄、兩 御丸共、紙其外とも代

六六 一、金壹兩貳分

定飛脚賃錢、いつみや甚兵衛払見込

六〇 一、金壹兩貳分

寛秀僧江御合力被下金

六七 一、金拾五兩

兩御屋敷御作事、其外屋根并御疊共一式見込、御年限中、雨漏斗御修復之積り

六一 一、金三兩

玉川上水御割合御出銀<sup>⑤</sup>

六八 一、金三兩

上々様方御稽古御入用見込

六二 一、金貳拾兩

御供廻り木綿・麻看板物、帶・合羽とも、御徒羽織・合羽、下供法皮、押袴、其外一式、壹ケ年者洗張、壹ケ年夏冬之内、新キ之見込、桐油込

六九 一、金壹兩貳分

奥わたし定式紙・茶代、月式朱ツ、

六三 一、金五兩

御鎗・御長柄傘・合羽籠・沓籠・弁当箱・御手傘・御下駄・御挟箱御修復代、其外見込

七〇 一、金三兩貳分  
錢百四拾八文

奥定式水油代五升之代、尤月々五升ツ、

六四 一、金七兩

御医師方御仕向見込

七一 一、金貳兩三分貳朱  
錢貳百六拾文

諸向渡水油代、壹ケ月壹貫五百七十六文ツ、

七二 一、金貳兩三分  
錢五百廿四文

御用部屋・御広間・下役所・御次渡水油、壹ヶ月貳朱ト六百三十式文積り

八七 一、金貳分  
錢貳百四拾八文

御用部屋・御広間・御次・下役所、四月の九月迄たとん代、壹ヶ月五百文之積り

七三 一、金貳兩貳分  
錢貳百四拾八文

右同所炭代十月の三月迄、壹ヶ月貳貫七百四十八文ツ、いさゝる八月わたし帳面ニ有之

八八 一、錢七百四拾八文

御本屋敷御門たとん、壹ヶ月百廿四文ツ、

七四 一、金拾貳兩

大中小らうそく代見込、壹ヶ月壹兩之積り

八九 一、錢六百元

右同所竹ほうきの代、壹ヶ月四十八文ツ、

七五 一、金三兩壹分  
錢百七拾貳文

御徒目付貳人、御徒三人、御手廻り壹人、メ六人塩味代、壹人ニ付三百文積り

九〇 一、金拾貳兩

雄之助様江御合力、并ます江被下共、壹ヶ月壹兩ツ、  
於繁様江御附女中壹人給金

七六 一、金拾壹兩三分  
錢四百廿四文

物御中間三十式人、塩味・皆勤之代、壹ヶ月六貫貳百文積り

九二 一、金六兩

御家中式季御褒美被下置候見込

七七 一、金貳兩三分  
錢六百廿四文

奥女中茶代、壹ヶ月壹貫百四十八文ツ、積り

九三 一、金三百六拾兩

御膳米并御家中御扶持米、奥女中扶持米、其外御中間わたし米とも、壹ヶ年御入用米高三百六拾石之見込、但、兩ニ壹石替之積り

七八 一、金貳拾四兩

諸向申上、其外小買物一式見込

九四 一、金貳拾兩

壹ヶ年りんじ御入用見込

七九 一、金壹兩貳分

夜番月次、壹ヶ月貳朱宛

九四 一、金貳拾兩

壹ヶ年りんじ御入用見込

八〇 一、金四兩貳分

水汲三人、壹ヶ月壹分貳朱渡

九四 一、金貳拾兩

壹ヶ年りんじ御入用見込

八一 一、金拾貳兩

定式薪代、壹ヶ月壹兩積り

九四 一、金貳拾兩

壹ヶ年りんじ御入用見込

八二 一、金拾八兩

奥定式炭代、壹ヶ月壹兩貳分積り

九四 一、金貳拾兩

壹ヶ年りんじ御入用見込

八三 一、金貳兩壹分

御祐筆貳人、筆墨代、壹人者貳朱、壹人者壹朱宛被下

九四 一、金貳拾兩

壹ヶ年りんじ御入用見込

八四 一、金壹兩  
錢七百文

奥小遣・御中間・役割、壹ヶ月三百文別段被下

九四 一、金貳拾兩

右者 上々様方并御家中渡惣御暮御入用高、此度 公儀被 仰出

八五 一、金貳朱  
錢六百八拾四文

御本屋鋪御門炭代、壹ヶ月貳百四十八文ツ、十月の三月迄半年分

九四 一、金貳拾兩

難渋之御場合、御勤続之儀深 御心痛被遊候二付、毎夜 御自身

八六 一、金貳朱  
錢百八拾四文

当御屋敷夜番・棟番竹ほうきの代、壹ヶ月八拾文ツ、

九四 一、金貳拾兩

仕立、差出申処無相違、尤年分二寄、増減有之候事

〔C〕① 馬喰町御貸附金・駿府御貸附金・日光山同納

九五 一、金五拾兩 幕納、馬喰町御貸附所納

九六 一、金式拾五兩 駿府御貸附上納

九七 一、金七兩式分 日光山御貸附上納

×金八拾式兩式分

〔C〕② 芝山内諸口御貸附金

元金式百兩、新規御貸附金之口

元金式百兩、鑑蓮社御貸附金之口

元金百五拾兩、田安御殿御寄附金

元金五拾兩、小石川御屋形御寄附金

元金五拾兩、御靈屋金年番金

元金五拾兩、小石川御屋形御寄附金

元

×七百兩

七ヶ月書替、壹ケ年利金百式兩、外二是金  
利拾五兩、十ヶ月毎二拾兩、無尽懸金共

九八 一、金六拾兩 御当借口々金六百兩、年賦・利  
金共、壹ケ年分

C計 合金式百六拾九兩式分

C與書 右者馬喰町御役所・駿府御役所・日光御役所、并芝山内御貸附金、  
其外御当借口々年賦・利金之分也

三口

〔D〕 合金式千拾式兩壹分ト

錢八百廿七文

二 史料の当事者と定火消

江戸の消防制度は、大名や旗本が担う武家火消と、享保三年（一七一八）創設の町火消（後の「いろは四十七組」）に分けられる。武家火消には、江戸城および幕府の重要施設を火災から守るため、在府大名の課役とした所々火消・方角火消や、旗本が就任する定火消、また、居住地近隣の初期消火を担う大名の各自火消、旗本の火消組合などがある。

このうち定火消は、知行高四〇〇石以上の大身旗本が勤める幕府の役職である。江戸の大半が焼亡した明暦大火の翌万治元年（一六五八）九月八日、幕府は四名の「定火之番」を任命し、それぞれに三〇〇人扶持を与え、与力六騎・同心三〇人を付けたのが、その始まりである。以後、定火消は漸次組数を増やし、元禄八年（一六九五）には一五組となつて最盛期を迎えた。だが、幕府財政への圧迫などで、宝永元年（一七〇四）には一〇組に削減され、安政二年（一八五五）以降さらに縮小されるまで、いわゆる「十人火消」の時代が長く続いた。

本史料が作成された天保一五年（一八四四）には、江戸城を取り巻く一〇か所（八代洲河岸・小川町・市谷左内坂・駿河台・溜池之端・御茶之水・飯田町・四谷門内・赤坂門外・半蔵門外）に役屋敷（火消屋敷）が置かれていて、定火消役一〇名（鉄炮組七名・弓組三名）は任期中、それぞれ担当の役屋敷に常住していた。

史料の当事者である定火消については、〔B〕の〔五四〕に本来の屋敷として「木挽町御屋敷」が見える。そこで、天保一四・一五年の武鑑<sup>④</sup>を調べると、四谷門内の火消組を預る「仙石弥三郎」が木挽町六丁目屋

敷を構えており、この人物に該当することがわかった。仙石弥三郎の諱は氏祇で、前年の天保一四年二月一日に中川番より定火消に転任、嘉永七年（一八五四）一月二日に小普請組支配となり、通称の弥三郎を右近に替えている<sup>⑤</sup>。定火消の在任期間は一年に及ぶ。

武鑑にはさらに、父は仙石山城守（久徳）であり、知行高は四七〇〇石で、鉄炮組に属していたことが記されている。この旗本仙石家は、一八世紀初頭以降に但馬国出石藩主となる仙石家を本家とし、それより分かれた旗本四家の内の一つであり、初代の久隆から数えて、氏祇で九代である。父の久徳は、越前国鯖江藩主間部家から仙石家の養子になり、文政八年（一八二五）に四五歳で死去している。氏祇が氏徳の実子かどうかは、今のところ確定できない。

さらに「B」では、「目白台御下屋敷」が見え「五五」、寺院への付届けの内訳冒頭では、「養源寺」に盆暮御供米料として破格の二両を計上している（五七）。安政三年（一八五六）頃とされる幕府の屋敷改め記録「諸向地面取調書」によると、氏祇は二か所の拝領下屋敷を持ち、内一か所は目白台で四八〇坪余りの面積があった<sup>⑥</sup>。もう一か所は四ツ谷新屋敷（一四二坪余り）で、こちらは嘉永元年（一八四八）に拝領したものである<sup>⑦</sup>。また、一族初代の久隆が下谷（後に駒込に移転）の養源寺に葬られたのを皮切りに、伏見奉行在任中に死去し、京都の妙心寺に葬られた二代久邦（久俊）以外は、養源寺を代々の葬地としている<sup>⑧</sup>。養源寺に多額の供米料を献じるのは、一族の菩提寺であるからに違いない。以上、目白台下屋敷および養源寺についての記載からも、本史料の当事者が武鑑に見える仙石氏祇であることは明白である。

この久隆流仙石家で定火消役に就いたのは、氏祇だけではない。四代久治が宝永七年（一七一〇）四月から享保五年（一七二〇）三月まで御茶之水に、五代久住が寛保三年（一七四三）閏四月から寛延三年（一七五〇）一月まで半蔵門外に、六代久当が明和九年（一七七二）二月から安永五年（一七七六）七月まで飯田町にと、預り組は異なるものの、たびたび就任しており、定火消一族として注目されるのである<sup>⑨</sup>。

定火消は組内に一〇〇名ほどの火消人足（役場中間）「臥煙」と呼ぶ<sup>⑩</sup>を雇用しているが、大名火消・町火消ともども指揮系統が異なっていて火消間での連携が困難なうえ、出動地域に重複も見られたため、火事場で血気にはやる人足どうしがたびたび衝突し、問題を起こした。久治の代の享保三年（一七一八）、配下の火消人足と加賀藩の人足「加賀鳶」が、現場で消火の功名を争う「消口争い」を起こして死傷者を出したため、町奉行大岡忠相が事実調査を行い、將軍徳川吉宗の命で久治が召喚され、叱責を受けるといふ事態に至っている。先に消火した加賀鳶が屋根上に立てた縄を、後から来た久治の人足が加賀鳶もろとも屋根から押し落として壊したため、乱闘になったものであった<sup>⑪</sup>。

江戸の消火活動において、めざましい成長を見せたのは町火消である。時代が下るにつれ、武家屋敷地域にも出動するようになり、延享四年（一七四七）以降は江戸城内への出動も要請される。いっぽう、定火消は一八世紀後半より機能の低下が問題となっていた。そのような状況のもと、拡大化・複雑化する江戸の町に対応するため、火消の出動地域の整理・調整が行われ、その結果、定火消の消防区域は縮小されて、文政年間（一八一八〜三〇）には江戸城外曲輪内に限定されたのである<sup>⑫</sup>。

久祇は在任中、天保一五年五月一〇日に発生した江戸城本丸火災と嘉永五年（一八五二）五月二二日の西丸火災での精勤ぶりが認められ、それぞれ褒美として「時服三・羅紗二切」を下賜されている<sup>13</sup>。武鑑によると、火消道具の一つである纏は、仙石家代々の定火消役でデザインが違う。久祇の時代は房飾りの馬簾<sup>ばれん</sup>がなく、家紋の九曜桜に因んで、桜を錫箔地で象っている。与力・同心については、先役の近藤織部の配下を引き継いでいた。こうして、「失費多き職なるが故、（中略）特に富裕なる者を選びたり<sup>14</sup>」とされる定火消役に就いた久祇は、天保期の財政難のなかで「失費」の削減に頭を悩ませるのである。

### 三 旗本仙石家の家政・財政状況

史料における旗本仙石久祇家の歳出予算は、江戸屋敷掛り分に限られ、知行所での入用は含まない。その使途は、〔A〕定火消役入用高が三七項目〔一〇三七〕、〔B〕暮し方入用高が五七項目〔三八〇九四〕、〔C〕貸付金上納高が五項目〔九五〇九九〕である。〔A〕〔B〕〔C〕各部の最後には合計があり、金・銀・銭を交えて記載した後、金一両〓銀六〇匁〓銭六貫五〇〇文の公定相場により金建てで計算し直し、端数は銭で表す。そして最末の〔D〕で、〔A〕〔B〕〔C〕三口の総計を記している。

使途の中には内訳を伴うものがあるが、〔二〕の内訳は不完全である。行間に余白が少し認められるので、書き足しが必要であることを示したつもりかもしれない。〔三〕には一か月の内訳が、〔五〕には一季の内訳（金二分不足）が見られ、必ずしも一年分の内訳とは限らない。〔二〕に

は金一両の計算違い、〔三三〕には若干の金額の誤りが認められる。

実務上の文書作成者は不明であるが、〔A〕によると定火消には「格外御省略御取締」があり、〔B〕では旗本一家と家臣の総経費につき、幕府の財政緊縮令、累年の資金難、近年の臨時出費の増大で、抜き差しならぬ状況下、当主の久祇が公儀への御用勤めに影響が出ることを心配し、毎夜自身で予算の削減を指図していることが、奥書に見える。したがって文書の作成者は、当主の意向を受けた勘定掛の家臣であることは言うまでもない。本史料は、その作成者名がなく、内容的に少し瑕疵が見られるので、最終稿ではなかつたかもしれないが、それに近いものと考えよう。では、つぎに、歳出予算の費目・使途を整理した次頁の【表】を参考に、予算書各部の内容を見ていこう。

#### 〔A〕定火消役入用高

表紙には「定火消御役壹ケ年御入用高」とある。定火消役入用で最も高むのは人件費である。氏祇が賜った役料の三〇〇人扶持は、「役場中間」（火消人足）らを雇用するためのものであり、当時は七二人の中間を抱えていた〔二〕。役場中間の人数は、すでに明和元年（一七六四）一〇月時点で「定火消人数之儀、近來人数不足ニ相見<sup>15</sup>」との状況で、文化一一年（一八一四）末には一組七二人体制になっていたことが、『文化弘化嘉永撰要類集』から判明する<sup>16</sup>。定火消一〇組全体の役場中間を差配していたのは、本史料にも見える人宿の越前屋勘兵衛である。各組七二人の役場中間は三部屋に分かれて生活しており、各部屋には部屋頭が一人ずつ置かれていた。役場中間の給金や扶持は、越前屋勘兵衛から部屋頭を通

【表】 旗本仙石久祇家天保15年歳出予算

部	費目	使 途	金 額	一つ書き番号
〔A〕 定火消役入用高	役場中間・門番ら入用	役場中間72人給金（越前屋勘兵衛渡し）	金149両	1
		役場中間月渡し物（越前屋勘兵衛渡し）	金38両・銀7匁2分	2
		役場中間服薬代（越前屋勘兵衛渡し）	金13両	6
		門番足輕2人給金（越前屋勘兵衛渡し）	金6両	10
		門番2人・注進番ほか皆勤代、塩噌代	金3両1分・錢674文	3
		請負人、部屋頭ほか役場中間の役付きへ褒美金	金6両2分	5
		暮の餅つき入用、膳枕・敷物料（越前屋勘兵衛渡し）	金2両・銀151匁	8・9
		正月初出の祝儀（越前屋勘兵衛へ下賜）	金2分	7
	厩入用	馬3疋飼育料	金72両	11
		厩中間5人給金（橋本屋伊右衛門渡し）	金16両	12
		厩中間5人塩噌代	金3両	13
	被服類入用	役場出勤中間らの足袋代	金11両2朱・銀3匁・錢660文	14・15
		役場中間の木綿法被・股引代（越後屋仁兵衛払い）	金30両	16
		役場目付・馬廻の踏込・法被代、革類修復代	金38両2分	17・18
	御用頼み入用	祐筆・勘定役、取次の幕府関係者へ盆暮の付届け	金3両3分2朱	19
	預り組中・組屋敷入用	組中（与力・同心ほか）へ中元の入用	金21両3分・銀13匁	20
		組中（与力・同心ほか）へ歳暮の入用	金30両1分3朱・銀108匁6分	21
		預り武器類風入れ時、同心へ素麺料	金2分	22
		槽刻番にかかる定式の費用	金1両1分・銀2匁	23
		組屋敷稲荷社へ初午の初穂料	金1分	24
	鉄炮稽古入用	角場守給金	金1両3分・錢624文	25
		稽古時の角場入用、小屋設置・修繕・片付の費用	金9両	26・27
		当主の稽古中見分時、褒美にかかる費用	金5両	28
	御用勤め入用	出馬時の諸費用（蠟燭・弁当・真木代）	金13両2分2朱・銀3匁3分	29・30
		出火時の弁当・茶代	金6両3分・錢524文	31
		同役との面会・寄合にかかる費用（炭・茶代）	金3両2分2朱・錢808文	32・33
	役場入用	紙代・道具修復費・臨時費など	金60両	34・35
	扶持米関係	役場中間扶持米、蔵前へ引料（越前屋勘兵衛渡し）	金3両	4
		役扶持の札差料（蔵宿坂倉屋次郎左衛門払い）	金6両	36
		役場中間・門番ほか扶持米（1石＝1両計算）	金155両・銀31匁2分	37
	仙石家の衣食・小遣い、その他入用	家族10人の御服料	金111両3分	38～47
		手元入用一式	金27両	48
		家族の朝夕規定飯料（御膳米以外）	金24両	49
家族の稽古事入用		金3両	68	
雄之助への合力ほか		金12両	90	
家臣・武家奉公人、その他入用	家中惣渡し方	金151両2分	50	
	足輕・中間計29人給金（越中屋和助渡し）	金77両1分	51	
	手廻鉄五郎給金（武蔵屋勘藏渡し）、國人2人給金	金11両3分	52・53	
	家中へ褒美金	金6両	92	
	徒目付2人・徒3人・手廻1人の塩噌代	金3両1分・錢172文	75	
	惣中間32人の塩噌代、皆勤代	金11両3分・錢424文	76	
	供廻・徒・下供・押の被服一式代	金20両	62	
	夜番・水汲3人にかかる費用	金6両	79・80	
	諸向渡し水油代	金2両3分2朱・錢260文	71	
	大中小蠟燭代	金12両	74	
	祐筆2人の筆墨代	金2両1分	83	
	諸向申上げ、ほか小買物一式代	金24両	78	

〔B〕 暮し 方 入 用 高	奥向き入用	奥女中・於繁御付女中給金	金23両2分	56・91
		奥女中茶代	金2両3分・錢624文	77
		小遣・中間・役割へ別段下賜	金1両・錢700文	84
		定式の紙・茶代	金1両2分	69
		定式の水油代	金3両2分・錢148文	70
		定式の炭代	金18両	82
	年中行事入用	節句・七夕・盆・煤払い・餅つき・正月準備の入用	金6両1分	65
	寺社入用	養源寺・天現寺・稲荷社、ほか4か所付届け・初穂料	金3両1分2朱	57
	諸向き頼み入用	盆暮の付届け	金15両	58
	將軍家献上入用	年始・八朔の馬代銀・目録代（世子の分共）	金4両1分	59
	その他入用	寛秀僧へ合力下賜金	金1両2分	60
		医師にかかる費用	金7両	64
		定飛脚賃（和泉屋甚兵衛払い）	金1両2分	66
	地域割合分担金	木挽町屋敷組合辻番所、番人給金割合金	金7両2分・錢232文	54
		目白台下屋敷組合辻番所、番人給金割合金	金1両1分3朱・錢180文	55
		玉川上水割合金	金3両	61
	本屋敷各所入用	御用部屋・広間・下役所・御次の水油代	金2両3分・錢524文	72
		門・御用部屋・広間・下役所・御次の炭代（10～3月）	金2両2分2朱・錢932文	73・85
		門・御用部屋・広間・下役所・御次の炭団代（4～9月）	金2分・錢996文	87・88
		夜番・棟番、門用の竹帚代	金2朱・錢784文	86・89
定式の薪代		金12両	81	
道具類・屋敷修復入用	鎗・傘・合羽籠ほか供揃え用道具類の修復代	金5両	63	
	本屋敷・下屋敷の作事・修復費（屋根の雨漏り・畳）	金15両	67	
御膳米・扶持米関係	御膳米、家中・奥女中扶持米、中間渡し米（1石＝1両）	金360両	93	
予備費	臨時入用	金20両	94	
〔C〕 上 貸 納 付 金	幕府貸付金返済分	馬喰町貸付金返済分（暮納め）	金50両	95
		駿府貸付金返済分	金25両	96
		日光山貸付金返済分	金7両2分	97
	芝増上寺貸付金返済分	諸口貸付金（元金700両）の利金・無尽掛金など	金127両	98
	その他借金返済分	当借口々金（元金600両）の年賦返済・利金	金60両	99

じて支給されていた。<sup>⑦</sup>

定火消の組織編成については、「御定人数之内手配定」<sup>⑧</sup>に基き、与力・同心・役場中間でそれぞれ役割分担が行われていたようである。しかし、その状況を具体的に示す史料は見当たらず、先行研究を継承するに留まっている<sup>⑨</sup>。通説によると、役場中間の役付きは、纏番が大八人・小四人、玄蕃桶持が大四人・小二人、梯番一六人、竜吐水持八人、鳶口持一〇人、籠長持二人、用箱持一人、部屋頭三人、役割二人であり、その他に五〇人の中間がいたとされる。

それに対して本史料では、二季に褒美金を下賜される役付きとして、部屋頭三人、役割四人、纏持五人、鍵（鉤＝鳶口）持一〇人、そのほか人数は不明ながら階子（梯）持、注進番、そして請負人が見られる〔五〕。このうち請負人は、役場中間とは別に扶持を受けているので〔三七〕、中間ではない。各組役場中間の取り締りを請け負う者と考えられる<sup>⑩</sup>。また、注進番は一般的に、火事場からの報告、伝令といった役割が考えられるが、夜扶持をもらうことから夜勤があり〔三七〕、火の見櫓の掃除と、何らかの筆記仕事をこなっていたらしい〔三内訳〕。ふだんは昼夜火の見櫓で監視する同心に<sup>⑪</sup>従い、日誌などを付けていたのではないだろうか。あわせて櫓の清掃を担当

していたのであろう。「三七」の扶持計算において加扶持・夜扶持をそれぞれ半人扶持とすると、注進番は三人置かれていたことになる。天保一五年には、定期的な褒美金が与えられるような、役場中間の固定的な役付きが通説より少ないのは、人数の減少で役の割り当てが臨機応変になったためと推測される。

また、定火消直属の与力・同心にも、役付きが見られる「二〇・二内訳」。破損掛と取締がそれぞれ与力一名・同心二名、同心では他に組頭二名・小屋頭四名・書役二名が認められ、同心見習も一名含まれる。

定火消組内では、役場中間に加え、門番の足軽二人と厩中間五人を雇っている。彼ら雇い人全体の給金・扶持米と衣食などの必要経費を合算すると【表】の役場中間・門番ら入用、厩入用の「二・一三」、被服類入用の「二四・一六」、扶持米関係の合計、金四四五両余りとなり、定火消役入用予算七一六両余りの約六二パーセントを占める。役料の三〇〇人扶持は米五四〇石になり、本史料の換算率では金五四〇両に相当するので、雇用にかかる費用は役料内に収まっている。しかし、実際にはそれほど余裕はない。俸禄が幕府から支給される与力・同心らに対しても中元・歳暮には諸手当や贈り物があり、組中の必要経費も二季に分けて支給されている「二〇・二二」。また、役場目付・馬廻らの入用「二七・一八」や、その他の褒美・手当「二二・二八」も加えると、役料の余剰分が人件費で消える。それ以外の出費は仙石家の持ち出しとなるのである。

定火消役入用の中には、鉄炮稽古入用が含まれる「二五・二八」。定火消は鉄炮組・弓組にかかわらず、火事場の治安維持のために鉄炮を所持しており、操作訓練が必要であった。史料では、射撃場である角場の維持

と稽古時の入用などが計上されている。また、御用の出馬や出火時の出勤にかかる弁当代などの算出「三〇・三二」に、一か月につき七度として見積もっていることが注目される。当時、担当の江戸城外曲輪内で火災が頻発していたことを示唆しているようである。

### 〔B〕暮し方入用高

表紙には「御暮方壱ケ年御入用高」とあり、家臣・奉公人を含む仙石久祇家全体の家計である。御用にかかる公的入用の〔A〕に対し、私的入用分で、天保一五辰年一月より午（弘化三）年一二月まで三年間の緊縮財政を実施中であり、それを反映した予算編成となっている。

天保一五年一月時の家族構成は、殿・若殿・御前・奥方・銚五郎・清三郎・於昌・雄之助・於千賀・於繁の一〇名である「三八・四七」。殿は当主の氏祇、若殿はおそらく息子で後継者の久徴、御前は先代久徳の夫人で、氏祇の母。奥方は氏祇夫人で、その後の男性三名・女性三名は氏祇の子女らであろう。ただし、その内の清三郎は、御服料が奥方と同金額の一五両で、御前や若殿よりも高額のため、氏祇の兄弟かもしれない。いずれにしても、〔B〕の冒頭に一家の被服費が置かれていることは注目に値する。合計金額が一両三分に上り、家族にかかわる他の費目より格段に高額である。大身旗本の格式を守るためには身なりを整えることが最重要とされたようで、これ以上削減できないのであろう。

仙石氏祇家の家政における足軽・中間ら武家奉公人は、役場中間を差配していた越前屋勘兵衛とは異なる人宿から計三〇人を雇用している「五一・五二」。また、中間は全部で三一人とされているが「七六」、足軽の

人数は不明である。足軽・中間の何人かは、譜代の人々であろう。

ところが、氏祇の家臣については「家中」と記されるだけで、人数や階層構成はわからない。下士身分の徒目付二人・徒三人・手廻一人(七五)の他、祐筆二人(八三)が具体的に見えるだけである。氏祇家の知行高四七〇〇石は、上総国武射郡、近江国浅井郡、河内国大県郡・洪川郡、摂津国西成郡・島下郡に分散していたが、幕末には五〇〇〇石を上回っていたと見られる<sup>22)</sup>。幕臣や大名が持つ家臣団は本来軍事組織であり、表向き、その規模は知行高に応じ、幕府の軍役令<sup>23)</sup>に規定された軍役人数や武器数等を維持すべきである。では氏祇家の場合は、どうであろうか。

ここで注目すべきは、久隆流仙石家と同族で、久隆の甥、政勝を初代とし、信濃・武蔵・上野三国に二七〇〇石の知行所を持つ旗本仙石家についての分析である。同家の家臣団の人数は、寛政年間(一七八九〜一八〇一)・文久二年(一八六二)・元治元年(一八六四)の三時期の調査で、江戸と知行所の支配機構を合わせて二六六六六人。このうち「家中」に含まれる家老・用人・側用人・給人・近習・中小姓らが合計一〇〜一四人で、その下に位置する徒士・足軽が七〜一三人、中間が一五〜二〇人、幕末期の抱足軽が二人であった。いっぽう、軍役規定に基いた正規の編成と推定される史料(年不詳)では七六人とし、給人以下が多くなっている。これらのことから政勝流仙石家の家臣団は、平常時には正規の約半数で済ませ、幕末の非常時には臨時雇いの足軽で増員を図っていることが明らかにされた。また、政勝流仙石家と同規模で、下総・河内両国に二七〇〇石の知行所を持つ旗本石河家の場合は、寛政・享和期の財政改革で、家臣団の中核をなす「表」(上は用人から、下は足軽・厩

役まで)の人員を一六人から九人に大幅削減したことが判明している<sup>24)</sup>。

そこで仙石氏祇家においても、太平の世が続くいっぽう財政難により、家中の人数は低く抑えられていたと推測される。家中惣渡し方の金額一五一兩二分(五〇)、および氏祇家族の御膳米と家中扶持米などをすべて加えた見積石高三六〇石(≡金三六〇兩)(九三)だけでは判断し難いが、当時の情勢を鑑みて、その家臣団は軍事的な意味合いが薄れ、家政の維持に足るだけの必要最小限に絞られていたのではないだろうか<sup>25)</sup>。

また、政勝流仙石家には、前出の三時期を通じて家老一名と用人二〜三名がおり、家老は用人の内から登用されていた。それに対して氏祇家のほうは、仙石氏祇が定火消役として登場する嘉永六年(一八五三)の『昇栄武鑑』によると、重臣として用人四名の名前が掲載されているが、家老はいない<sup>26)</sup>。政勝流仙石家の「役高之覚」(元治元年)では、家老の役高は一〇〇〜一二〇俵、用人は七〇〜九〇俵で、用人から家老に出世すると三〇俵(米一二石)ほど加増となる。氏祇家の場合、経費節減のために、あえて家老を置かなかつたとも考えられよう。

さて、暮し方入用の中には、年中行事や季節の贈答にかかわる出費が見られる。年始と八朔に將軍家へ馬代銀を献上すること(五九)は、幕臣にとって恒例の嘉儀であり、その金額から、氏祇は將軍家慶と世子(家定)に一兩ずつ献上していたらしい。また、盆暮には方々への付届けとして一五兩を計上しており(五八)、頼み事のおりに便宜を図ってもらえるよう、幕閣などの有力者に贈っていたと思われる。(A)にも御用に關わる頼み事の費用として盆暮の付届けが含まれ(一九)、ともに削減できない必要経費であった。いっぽう、雛祭り・端午の節句をはじめとした

年中行事への出費〔六五〕からは、厳しい儉約のなかにあつても一年の節目を大切にす、律儀な武家の暮しぶりが偲ばれるのである。

### 〔C〕貸付金上納高

表紙には「御貸附金壹ヶ年御上納高」とあるが、幕府が大名・旗本などを対象に行なった公的な貸付金だけでなく、幕府の保護を受けた寺社の名目貸付や小口の当借まで含む、ローン全般の返済部門である。貸付金の上納という表現からして借金返済を前面に出さず、〔A〕〔B〕に比べ簡単な記載で済ませるなど、当主の体面を汚さない配慮が感じられる。

幕府の公金貸付制度には、大名・旗本などへの純粋な救済を目的とする「御拝借金」、不時の立替えをする「御取替金」、利殖を目的とする「御貸附金」の三種類がある。前二者が無利息貸しであるのに対し、「御貸附金」は、救済を名目とする場合が多いものの本来は利付貸しであり、天保一三年（一八四二）時で公金貸付全体の七〇パーセントを占めた。<sup>28</sup> 公金貸付の窓口は、江戸町奉行、勘定奉行、遠国奉行、江戸廻り・遠国代官などさまざままで、代官による貸付は万治三年（一六六〇）から見られるが、その他は一八世紀後半、宝暦から寛政期に多く開始されている。<sup>29</sup> 武士社会を圧迫する財政危機を緩和する方策として、公金貸付の需要が高まったことを反映している。

史料に見える「馬喰町御貸附所」は、「馬喰町御用屋敷詰御代官役所」（＝「馬喰町御用屋敷御貸附所」）のことで、数多くの江戸廻り代官の貸付窓口を文化一四年（一八一七）に一本化したものである。あわせて公金貸付を全国規模で統制把握することを目的としており、勘定奉行を

中核とする公金貸付中央機関となった。<sup>30</sup> また、「駿府御貸附」は、遠国奉  
行の駿府町奉行が取り扱う貸付金のことである。

いっぽう日光山は、徳川家の祖廟が鎮座する聖域で、幕府の崇敬が最も厚く、仙石氏祇も幕臣として初穂料に金一分を供えている〔五七内訳〕。同山は、歴代将軍が寄進した二万五〇〇〇石余りの神領を擁したが、同時に幕府の積極的な領政介入を許し、元禄一年（一六九八）には山内の守護と監察に当るため、二名の日光奉行が置かれることとなった。この頃から日光山では、山内の窮乏と神領の荒廃が深刻化し、その対策の一つとして、山内・山外への料物の貸付が行われた。日光からの貸付金は、日光本坊や府庫元といった日光山自体の金融機関が窓口になるものと、日光奉行が取り扱うものがある。史料に現れる「日光山御貸附」は、日光奉行所での貸付金であり、その原資は文化一〇年（一八一三）以降、日光山から預託された富興行の積立金であった。<sup>31</sup>

これら公的な貸付金も、返済が滞り回収が困難になると、金利引下げや返済期間延長などの仕法改革が行われるようになる。本史料作成の前年、天保一四年五月には、ついに債務者の大名・旗本に対し、馬喰町御用屋敷取り扱い貸付金の半高棄捐、半高無利息年割上納が発令された。<sup>32</sup> 続いて同一二月には、遠国奉行・同代官・御預所が取り扱う貸付金も馬喰町貸付金の振合いに変更されたため、史料中の馬喰町・駿府・日光山貸付金については、その新仕法に基づき、元金半高年賦返済分のみ金額である。だが、それぞれの具体的な貸借状況については注記されていないので、元金高や返済期間、知行所の年貢を引当てにしているかどうかなどは明らかでない。

ついで、「芝山内諸口御貸附金」は、徳川家の菩提寺である芝の増上寺で行われた貸付金である。文化年間に二度の火災で財政難に陥った同寺が、幕府から元金の手当を受けて「芝御貸附方役所」を設け、文政九年（一八二六）から幕府の保護の下に貸付を開始したもので、富裕な武家・町人からも広く融資を募り、貸付金事業に組み込んでいった。<sup>⑤</sup>史料の内訳には、御霊屋別当三蓮社の一つ、鑑運社の貸付金や、田安家・水戸徳川家（小石川御屋形）の寄付金といった名目貸付も見える。こちらは「九」の「御当借口々金」とともに、元金の年賦返済に利息の支払いを加えた金高になっている。「C」からは、仙石氏祇が財政難を凌ぐために多種多様な貸付金を利用し、借財が嵩んでいるようすが窺われよう。

## おわりに

旗本仙石氏祇家の天保一五年歳出予算の状況を概観したが、「D」の三口総計金二〇一二両一分余りから各部の割合を求めると、「A」の定火消入用高は予算全体の三五・六パーセント、「B」の暮し方入用高は五一・〇パーセント、「C」の貸付金上納高は二三・四パーセントである。

いっぽう歳入については、四七〇〇石の知行所から上がる年貢と、定火消役の役料三〇〇人扶持があり、新たな貸付金の借り入れや知行所での郷（村）借による送金分などについては未知数である。年貢率を四公六民、一石Ⅱ一両で単純計算すると、年貢と役料の合計は二四二〇両となる。歳入から歳出を引くと、数字の上では黒字になるが、実際はそれほど単純ではない。まず、この史料は江戸の賄い予算であり、知行所で

の地方支配にかかる経費を含んでいない。さらに、作柄や米相場・金銀銭相場の変動があり、収支状況は予測困難である。しかも当時の会計業務は単式簿記に基いており、資産と負債を正確に把握し難い。いずれにしても、積年の負債が重くのしかかっていることは確かであろう。

ところで、仙石氏祇家の知行所は上総・近江・摂河の三つの地域ブロックに分かれるが、その支配機構はどのようになっていたのだろうか。近江・摂津・河内の知行所は、二代久邦（久俊）が伏見奉行就任時に加増・転封されたものである。このうち摂河両国の知行高は七か村（単独支配五か村・相給二か村）で三〇八九石<sup>⑥</sup>、知行高全体の約六六パーセントを占め、知行所の中で最重要地域と目される。本史料作成の前年、天保一四年には、大坂最寄地一円を対象とする上知令が発令され、その混乱に巻き込まれたことは必至で、家中の動揺ぶりは想像に難くない。

大身旗本の在地支配には、代官が置かれることが多い。江戸から家臣を派遣して陣屋や代官所に常住させる場合と、在地で庄屋を登用し士格を与えて代官を勤めさせる場合がある。江戸に住む知行主の直接支配が困難な遠隔地では、前者から後者への転換が起り、近世中期以降、農民出身の在地代官が一般化する<sup>⑦</sup>。

信濃国小県郡に二〇〇石を領する政勝流仙石家でも、同様の変化が見られる。江戸前期には家中の重臣が代官を兼ね、「御用屋敷」に常住して在地支配に任じたが、中期には在地登用の代官がこれを補佐し、やがて彼らが知行所支配の中心となり、「信州勝手方」として旗本財政にも関与するようになった。自宅を代官屋敷とし、給人格程度から用人格、用人へと出世して、役料二五俵も加給されている<sup>⑧</sup>。氏祇家の場合、知行所

の摂津国三か村と河内国四か村は、それぞれの地域で近接しており、しかも両地域は淀川・旧大和川水系で繋がっている。仙石久邦（久俊）の伏見奉行在任中は、用人が淀川を下って直接支配に向いたであろうが、その後は政勝流仙石家同様、在地で代官を登用したと思われる。

畿内・近国では、在地代官の一般化とともに、年貢米を知行所村々に下げ渡して運用を委ねる代わりに、江戸へは毎月規定額を送金し、かつ余剰米を郷（村）借の返済に当てる「物成引請体制」が広く行われた。<sup>③</sup> その場合、代官の俸禄・役料をはじめ支配にかかる諸費用は、江戸賄い方とは別会計となり、知行所での年貢収納のみに必要経費として差引勘定されるため、本史料には反映されない。ただ、〔B〕に定飛脚賃として金一兩二分が計上されていることから〔六六〕、江戸・大坂間の通信に使われたことを想像させる。もともと、大坂市中の町人に委託して御用場を設けていた可能性があるため、摂河知行所との直接の連絡用とは断定できないが、注目すべき点であろう。

いっぽう、琵琶湖の北東に位置する近江国浅井郡の知行所は、久邦（久俊）の後、次男の久尚が分家した際に一〇〇〇石を分与したため、氏祇家は四か村七〇〇石（『旧高旧領取調帳』による）の知行に止まっている。そのうち三か村は相給であり、久尚流仙石家との二給村も含まれる。この地域でも在地代官を登用したであろうが、兼帯によって近い親戚関係にある仙石二家分を支配していた可能性もある。<sup>④</sup> さらに、上総国武射郡の知行所二か村も、なんらかの中間支配機構の存在が考えられる。<sup>④</sup>

仙石氏祇家の家臣団や知行所支配については不明な点が多く、推測の域を出ない状況である。しかも本史料は天保一五年の江戸賄いの歳出予

算のみで、知行所分は不明であり、歳入については具体的な史料がない。新史料の発見が切に俟たれるのは言うまでもないが、本文書一点からでも、旗本の家政・財政について得られる情報量は多い。とくに〔A〕定火消入用高からは、当時の定火消の在り方や組織構成の一端を知ることができた。また、緊縮財政中であっても、配下や家中の人々への褒美金や盆暮の贈り物、手筋への付届けが計上されていることに、御用勤めの上下関係において、また旗本家の主従関係において、当主である仙石氏祇の体面・立場を窺うことができるのである。

## 注

- ① 津田秀夫『文庫古文書 三八一—』。
- ② 池上彰彦「江戸火消制度の成立と展開」第一・二章（西山松之助編『江戸町人の研究 第五卷』吉川弘文館、一九七八年）と、岩淵令治「江戸消防体制の構造」『関東近世史研究』五八（二〇〇五年）をおもに参照。
- ③ 鈴木寿『近世知行制の研究』日本学術振興会、一九七一年、二〇二—二頁によると、近世後期、寛政年間の複数の旗本武鑑に基く統計では、旗本の総数はおよそ五二〇〇人であった。知行取（ほぼ一〇〇石以上）が約二二五〇人、切米取（ほぼ五〇〇俵以下）が約二八五〇人で、他に現米取・扶持取が一〇〇人ほどいた。知方取のうち三〇〇〇石以上は二五〇人弱（四〇〇〇石以上になると一五〇人弱）である。三〇〇〇石以上の旗本の家格は寄合であり、若年寄支配を受け、定火消役はこの内から選ばれた。
- ④ 深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成 第二七卷』東洋書林、一九九六年。

- ⑤ 『柳營補任 二』(大日本近世史料) 一一七・三二四頁。日付は『柳營日記』(内閣文庫蔵、マイクロフィルム)・『続徳川実紀』と合致。
- ⑥ 『柳營補任 二』二六〇頁に、仙石久徳は文政八年八月二〇日、中奥小姓在任中に死去したことが見える。享年(数え年)は、『寛政重修諸家譜 第五』三三四頁、將軍家齊への初御目見え時の年齢から計算した。
- ⑦ 史籍研究会編『諸向地面取調書(一)』(内閣文庫所蔵史籍叢刊 一四) 汲古書院、一九八二年、二八〇～八一頁。
- ⑧ 東京都編『東京市史稿 市街篇 第四二』東京都、一九五五年、四二八頁。
- ⑨ 『寛政重修諸家譜 第五』三三三頁、仙石久隆・久邦・久信の項。
- ⑩ 同右、三三三頁、および『江戸幕府役職武鑑編年集成』による。
- ⑪ 池上彰彦「江戸火消制度の成立と展開」第三章第一節。
- ⑫ 同右、第三章第一～三節では、町火消と武家火消の消長を対立的に捉え、定火消の出動が外曲輪内に限られたのは文政一年(一八二八)からという(一〇二頁)。岩淵令治「江戸消防体制の構造」では、都市空間に視点を置き、定火消の出動範囲の縮小は機能低下への対策ではないとする。
- ⑬ 褒美の下賜は天保一五年一〇月三日と嘉永五年一月二十九日。『柳營日記』によると、それぞれ火災当時の定火消一〇名全員が同じ物を頂戴している。下賜品の羅紗は火事羽織用であろう。
- ⑭ 松平太郎『江戸時代制度の研究』(再復刻版) 新人物往来社、一九九三年、四四四頁。
- ⑮ 高柳真三・石井良助編『御触書天明集成』岩波書店、一九三六年、七二四頁(二五三九番)。
- ⑯ 東京都編『東京市史稿 産業篇 第四八』東京都、二〇〇七年、五六九～八六頁の文化一一年一二月一四日「役場中間取締銭指売引受願二付町奉行

- 上申」、および同書の附録中、小林信也「江戸の火消と銭さし」参照。
- ⑰ 越前屋勘兵衛と部屋頭との関係は、⑯史料に見える。また、香川県琴平町の金刀比羅宮境外の並灯籠の中に、「江戸小日向東古川町越前屋勘兵衛・定御火消十ヶ所部屋頭中」が寄進した石灯籠一対が残る。越前屋勘兵衛が一〇組全体の人足を管理していたことを示すものとして注目される(日本観光文化研究所編『金毘羅庶民信仰資料集 第三卷』金刀比羅宮社務所、一九八四年、二九六頁)。
- ⑱ ⑮史料中に見える語句で、詳細は不明。「火口え掛り候もの何人、水之手え掛り候もの何人」などと手分けしていたという。
- ⑲ 東京消防庁監修・藤口透吾『江戸火消年代記』創思社、一九六二年、九頁に見える役割分担の記述が元になったようである。東京連合防火協会編『江戸三火消図鑑・町火消・定火消・大名火消のしるし』岩崎美術社、一九八八年、一九〇頁では、それを補訂して「定火消の構成」として図示しており、以後同様の図、同内容の記述が散見される。
- ⑳ ⑯史料中、文化九年(一八二二)九月の「火消役二統糺之上取締」を保証した者として、「私(越前屋勘兵衛) 始加判人、下請人、部屋頭」が見え(『東京市史稿 産業篇 第四八』五八〇頁)、同一年一二月の越前屋勘兵衛の「銭指売引受願」に賛同する者にも、「加判人、下請人、其外部屋頭之内にて両三人」がいる(同五八五頁)。部屋頭の上に位置する下請人が、請負人に該当すると思われる。定火消各組に一名ずつ置かれたのである。
- ㉑ 常に同心二名が見張りに立ち、火事を発見すると遠近によって太鼓と半鐘で知らせた(黒木喬『江戸の火事』同成社、一九九九年、四八頁)。
- ㉒ 『旧高田領取調帳』によると、維新时期には旧領主名「仙石右近」「仙石因幡守」「仙石松溪」として現れ、知行高は合計五六一四石に及んでいた。ただし、相給であった河内国二か村が単独支配になっており、疑問が残る。

- ②③ 幕府の軍役令は、元和二年（一六二六）・寛永一〇年（一六三三）・慶安二年（一六四九）の三種とされていた（新見吉治『旗本』吉川弘文館、一九六七年、第五）。この内、知行高別の総人数を詳細に記す慶安軍役令は、根岸茂夫氏によって、北条流軍学者が作成し、慶安期に將軍家光に献上した軍役人数積書が、幕末に幕府法令と誤認されたいことが示された（根岸『近世武士社会の形成と構造』吉川弘文館、二〇〇〇年、第一章第二節）。幕末の軍制改革まで維持されたのは、寛永軍役令であったという。
- ②④ 鈴木寿『近世知行制の研究』二五三～八六頁。
- ②⑤ 川村優『旗本知行所の支配構造——旗本石河氏の知行所支配と家政改革——』吉川弘文館、一九九一年、二二二～二五および三二三～二五頁。なお、寛政一〇年時で、「表」一六人の中には中間一六人、他に小使二人・春屋一人、「奥」の女中らが一五人いたという。
- ②⑥ 野本禎司『近世旗本領主支配と家臣団』吉川弘文館、二〇二二年、三一四～一五頁の表「近世後期以降の旗本家臣団構成」では、知行高の多寡に拘わらず、各旗本家の家臣団人数は、徒士・足軽・中間を含めてもかなり少ない。家臣団に対する意識が変化し、形骸化しているさまが窺われる。
- ②⑦ 国文学研究資料館蔵『昇栄武鑑』嘉永六年、一一五丁（<https://kotenseki.nijiac.jp/biblio/200019661/viewer/122> 一〇二一年八月八日閲覧）。安政三年（一八五六）・元治元年（一八六四）の同館蔵『昇栄武鑑』でも同様。
- ②⑧ 鈴木寿『近世知行制の研究』二六〇頁。
- ②⑨ 竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」古島敏雄編『日本経済史大系四 近世下』東京大学出版会、一九六五年、一八二頁。
- ③① 同右、二〇八～〇九頁。
- ③② 同右、二一五～一六頁。
- ③③ 秋本典夫『近世日光山史の研究』名著出版、一九八二年、第一・二章。
- ③④ 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成 第四巻』岩波書店、一九九三年、三五八～五九頁（三九六一番）。
- ③⑤ 同右、三六四～六五頁（三九七一番）。
- ③⑥ 小林庄次郎「増上寺と其金貸業」日本歴史地理学会編『歴史地理』一二二巻三号、三省堂書店、一九〇八年。
- ③⑦ 山澄元『近世村落の歴史地理』柳原書店、一九八二年、八三頁、表四—三の数値（「摂泉河和一村別旧領主并石高調」大阪府立図書館蔵）に基く。
- ③⑧ 熊谷光子『畿内・近国の旗本知行と在地代官』清文堂出版、二〇一三年、第一章。
- ③⑨ 鈴木寿『近世知行制の研究』二六四～六五頁。
- ③⑩ 熊谷光子『畿内・近国の旗本知行と在地代官』第一・二章。
- ④① 一例として、河内国古市郡碓井村は、下館藩石川家と分家の旗本石川家の二給村であったが、本家方の庄屋・大庄屋を代々勤めた松倉家は、安永五年（一七七六）から天明六年（一七八六）まで両家の兼帯代官になった（同右、第二章）。
- ④② 仙石氏祇と同様、関東と上方に分散知行所を持つ旗本石河氏は、知行所の中核となる下総国香取郡八か村（約一七〇〇石）の支配にあたり、在地有力者に士分を与えて「郷代」とし、江戸屋敷の出先機関として村方支配全般を代行させた。「郷代」はやがて勝手賄役として石河氏の財政をも司るようになる（川村優『旗本知行所の支配構造』）。

#### 【付記】

本稿の作成にあたり、関西大学文学部教授の小倉宗先生に、多大なご教示を賜りました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。